

茨城労働局発表
平成21年10月5日(月)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室
	室長 宮崎敏彦
	室長補佐 小田倉功 電話 029(224)6216

平成21年度茨城県最低賃金の改定について

— 10月8日から時間額678円に —

1 茨城労働局長(局長:植松 弘)は、茨城地方最低賃金審議会の答申を受け、茨城県最低賃金を時間額678円に改正を決定し、平成21年10月8日(木)から効力が発生することになりました。

なお、引き上げ額は、時間額で2円(引上げ率0.30%)となります。

2 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内で働く常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者1,176千人(平成18年事業所・企業統計調査等による)と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。(最低賃金法第4条第1項)

仮に、使用者と労働者の双方が合意した上で最低賃金未満の賃金額を定めた場合であっても、その賃金は無効とされ、茨城県最低賃金額が適用されます。(最低賃金法第4条第2項)

3 茨城県最低賃金を下回る賃金を支払った場合には、最低賃金法違反となり、その場合の罰金の上限額は50万円となります。(最低賃金法第40条)

4 派遣労働者については、派遣先の地域に適用される最低賃金が適用されます。(最低賃金法第13条、第18条)

なお、参考までに、茨城県最低賃金の年次別推移表、各都道府県の地域別最低賃金改定状況及び最低賃金リーフレットを添付します。